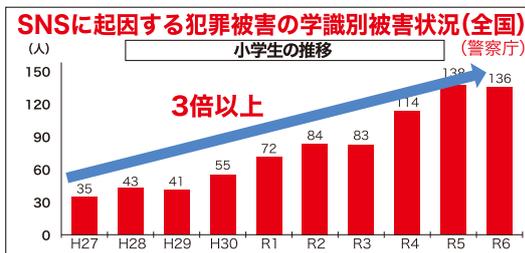


SNS等のインターネットのリスクを知って、安全に賢く、相互尊重の心をもって活用する力を家庭でも身に付けさせましょう

「えっ!?! そうなんだ」がありますか？ お子さんと話し合ってみませんか

SNSによる被害の実態

- 裸や下着姿のわいせつ画像の流出など、被害の多くは性被害
拡散された画像の全てを削除・回収することは不可能
- 小学生の被害が約10年で3倍以上に増加(右グラフ参照)
機器やアプリの使用に長けた子が増えているが、情報モラルやSNSの危険認識が十分でない小学生の被害が懸念される
- 親しくなった相手(悪意のある人)に誘い出されての被害



SNSいじめ

- 直接的な書込みやグループ外しの他、心理的で巧妙な手口が見られる
 - 例1 生成AIを駆使してフェイク画像やパロディ画像などを作成し、SNS等に投稿して特定の子を笑いものにする
 - 例2 ステータスメッセージなどを使い、本人や特定のメンバーにだけ分かる形でいじめる
 - 例3 特定の児童生徒の学校での出来事に対して、オンライン上で「オツ〜」「それな」「www」と悪意をばやかしながら精神的苦痛を与えていじめる
これは、発信者が特定できても「冗談だった」「同意しただけ」と言い逃れが可能であるため、対応が難しいいじめとなっている



盗撮

- 警察庁によると、2023年7月から2025年の5月までに、550人の中高生が摘発されており、これは犯罪にあたる約4割が校内での撮影で、中には修学旅行の温泉での撮影もある

ダークパターン

- ネット上でユーザーを騙し、情報やお金を盗むような仕組が見られる
 - 例1 公式サイトと思いきみクレジット決済でチケットを購入したところ、届いたチケットは転売サイトからのもので入場資格名が書かれていた。これでは入場とできないと思いキャンセルしようとしたが応じてもらえなかった
 - 例2 ゲームのアイテムが無料とあったので次々獲得するうちに、いつの間にか有料になっていた
 - 例3 特別セールとして95%オフを掲げる商品に、手数料としてその20倍の支払いを求められたなど



参考：生徒・児童向け ダークパターン啓発動画 (一般社団法人ダークパターン対策協会制作)

オンラインカジノ

- 日本では違法だということを知らない若者が多数いる
- 開発には、行動心理学者が携わっていると言われ、射幸性が強く依存症になるようにデザインされている
スマホ1つで金銭を動かすことが可能で、「新しい麻薬」とも言われている
- 「SNSでみかけた」「ポイ活サイトの広告で興味を持った」「YouTubeや配信サイトで見て興味を持った」「友人知人に勧められて」「暇つぶしで」などをきっかけに、簡単な操作から引き込まれてしまうケースが多い
 - 事例1 中学1年生が約7000回のアクセスで約700万円を使った
 - 事例2 10代で1000万円ほどの借金が重なり家族との絆を断ち切られた
借金の返済にやむを得ず「闇バイト」に手を出すことにもつながりかねない



著作権侵害

- SNSで次のようなものを無断で載せていると著作権侵害
 - 他人が書いた文章や撮った写真
 - 新聞などの記事や写真
 - テレビ放送の画面
 - 芸能人や著名人の写真
 - キャラクターの画像 など



学力などの心配	<ul style="list-style-type: none"> ●「スマホの使い過ぎは勉強の効果を打ち消す!？」との研究報告がある ●ネット漬けの子どもほど、思考力・自制心・コミュニケーションなどに重要な働きをする前頭葉の発達や記憶にかかわる海馬の発達に悪影響を及ぼすとも言われている ◎2年間に渡ってスマホの使用時間を1時間未満に抑えることができた子どもは成績が伸びたとの研究報告がある (参考:東北大学加齢医学研究所の調査研究)
低視力	<ul style="list-style-type: none"> ●裸眼視力1.0未満の子どもの割合が増加している 小学校:約36% 中学校:約60% 高等学校:約71% (令和6年度学校保健統計調査から)

SNS等のインターネットの使い方については、日頃から新たな情報を得て、機会あるごとにお子様と対話を重ねていきましょう

被害者にも加害者にもならないために、どうしたらいいの？ 「理解と納得&いっしょに」を大切に、お子さんと相談して決めていきましょう

フィルタリングを活用する

不適切なアプリやコンテンツの制限を、年齢に合わせて一括で自動設定できます。必要に応じて、個別にカスタマイズ可能です。

ペアレンタルコントロールを活用する

使用時間、不適切なコンテンツの閲覧、アプリのダウンロードなどの制限などが可能です。

青少年インターネット環境整備法によって、18歳未満の児童がインターネットを利用する場合、事業者はフィルタリング等、安全対策の説明や提供が必要となり、保護者もフィルタリング等を用いた安全管理を行うことが求められています。

いつでも相談できる親子関係をつくる

お子さんが、自分は「大切にされている」「大事な存在なんだ」と思えるように、日頃から思いや話を丁寧に聞いたり、温かく前向きになれる声掛けをしたりすることが大切です。うまくいかないことを責めたり悩みを軽く扱ったりしていると、『怒られるかも』『話しにくい』『話しても無駄』などと思われがちになります。

また、家庭の大人同士もよい関係を築き、日頃からお子さんに見せていくことが大切です。

家庭のルールを話し合っで決め、記録し、 発達や状況に応じて見直す

例えば

- 「絶対にしない」を決める**
オンラインカジノや闇バイトなどへのアクセス
裸や下着姿の画像の送信
個人情報の流出
SNSで知りあった人と直接会う
人の悪口、誹謗中傷、デマなどの書き込みや拡散
盗撮
知らない人からのDMに返信しない
著作権侵害にあたる行為 など

- 体と心に優しい使い方を**
1日の使用時間を○時間未満にする
長時間端末を見続けけない(30分で休憩)
目から30cm以上離して端末を見る など

- 困ったことや悩みがあったら相談する**
どうしても親に相談しにくい時は、
下表の窓口にご相談する

参考: 情報モラル学習サイト (文部科学省)
動画を見ながら3つの問題に挑戦して学びます
約5~10分の内容です
小学校1年生~高校3年生が対象



困った時の相談窓口

こども専用相談ダイヤル(金沢市教育プラザ)	0120-92-8349	平日 9:00~21:00 土・日・祝日 9:00~17:00 (12/29~1/3を除く)
いじめ電話相談 (金沢市教育プラザ)	076-243-1019	
24時間子供SOS相談テレホン(石川県教育委員会)	0120-0-78310 076-298-1699	24時間対応
いじめ110番 (石川県警察本部)	0120-617867	24時間対応
ヤングテレホン(石川県警察本部)	0120-497-556	平日 9:00~17:45



自転車も
安全に

- ◎「しません」と、心がけさせましょう
スマホを見ながらの運転 イヤホンをしての運転 2人乗り
飛び出し 並進 信号無視 などのルール違反
(令和8年4月から16歳以上に青切符が導入されます)
- ◎ヘルメットを着用させましょう(努力義務)
- ◎自転車保険加入は石川県の条例で義務化されています
自転車事故の高額賠償事例 9,521万円(平成25年神戸地裁)

金沢市こども未来局青少年健全育成センター 少年育成支援室

〒920-0852 金沢市此花町2番7号 Tel:220-2457 E-mail:k-ikusei@city.kanazawa.lg.jp